

令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）のご案内

〔令和5年10月～令和6年3月分〕

I 鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金について

1 目的

本補助金は、国際情勢を背景としたエネルギー価格の高騰が長期化していることに鑑み、特別高圧受電中小事業者及び特別高圧受電商業等施設入居者の電気料金負担に対し緊急に支援することを目的として交付するものです。

2 補助対象者

(1) 特別高圧を受電している中小事業者等（特別高圧受電中小事業者）

鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合。

※上記に該当しない大企業、官公庁施設、医療法人（大型病院等）等は対象になりません。

(2) 特別高圧を受電している商業施設に入居する店舗等（特別高圧受電商業施設等入居者）

施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型商業施設等に入居して、当該契約に基づき電力を使用して応分の負担を行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が運営する店舗

※上記に該当しない大企業、中小企業者に該当しない行政サービス事業等及び単にATM設置など無人で業を営む場合の出店等は対象になりません。

3 補助概要

各事業者の令和5年10月～令和6年3月分までの特別高圧電力の使用料金を従量に応じて補助します。特別高圧電力とは通常2万V（ボルト）以上の電圧を受電している契約を言います。通常の高圧（6000V）とは違いますのでご注意ください。詳しくは契約している電力会社にお問い合わせください。

4 交付申請期間

令和6年6月28日（金）まで

5 補助額等

(1) 特別高圧を受電している中小事業者等

| 対象期間 | 補助内容 |
|-----------------|-----------------------|
| 令和5年10月～令和6年3月分 | 各月ごと1kWhの使用につき1.8円を補助 |

※1kWh未满是切り捨てになります。

※補助金は1事業者ごと1,000万円が上限となります。

(2) 特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗

| 対象期間 | 補助内容 |
|-----------------|-----------------------|
| 令和5年10月～令和6年3月分 | 各月ごと1kWhの使用につき1.8円を補助 |

※1kWh未满是切り捨てになります。

※入居店舗ごと補助対象となります。

※一つの商業施設で補助の上限を1,000万円とし、上限に達する場合は上記の合計額から相応分の額が減額されますので、あらかじめご了承ください。

※中小企業基本法第2条第1項の中小企業者は以下のとおりです。

| 業種 | 会社又は個人 |
|--------|---|
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 |
| サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

II 補助金の申請について

1 補助事業のスケジュール

| 項目 | 実施者 | 時期・期間 | 内容 |
|----------|-----|---------------------------|--|
| ① 交付申請 | 事業者 | 随時 (最終：令和6年6月28日) | 下記に記載の必要書類を県に提出します。電力使用量の見込み（又は実績値）を記載する必要があります。 |
| ② 交付決定 | 県 | 2週間程度 | 提出書類を審査し、使用見込量を元に交付決定をします。 |
| ③ 変更交付申請 | 事業者 | 随時 (最終：実績報告まで) | 補助金額が交付決定額を上回る場合は、あらかじめ変更交付申請が必要です。（上回らない場合は不要です。） |
| ④ 実績報告 | 事業者 | 補助事業完了後 (最終：令和6年8月30日) | 3月分までの高圧電力料金の支払い後、実績報告書等を作成し、下記記載の提出書類一式を県へ提出します。3月を待たずに上限金額に達する場合は、その時点で申請ください。 |
| ⑤ 補助金額確定 | 県 | 2週間程度 | 実績報告書を審査し、補助金額の確定及び支払額を通知します。 |
| ⑥ 補助金支払 | 県 | 2週間程度 | 補助金として支払います。（精算払） |

2 交付申請書の提出

| 受付期間 | 令和6年6月28日（金）まで ※消印有効 |
|------|--|
| 必要書類 | <p>(1) 補助金交付申請書【参考様式】様式第1号</p> <p>(2) 事業計画兼収支予算書（様式第1号）</p> <p>(3) 特別高圧に係る契約書の写し（令和5年10月～令和6年3月を含むもの）（特別高圧受電商業施設等入居者の場合は、特別高圧を受電していることが確認できる書類でも可。）</p> <p>(4) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合に該当することが確認できる資料</p> <p>※ (3) (4) はコピー可。</p> <p>※ (4) は中小企業者であることを確認するため、資本金又は従業員数を確認するための資料です。確認は「事業所単位」「店舗単位」ではなく、「事業者単位」で行いますのでご注意ください。</p> <p>資本金等、従業員数のいずれかが中小企業の基準を満たせばよいので、まず、資本金等が確認できる資料を準備してください。</p> <p>資本金の額又は出資の総額を確認できるものとしては、</p> <ul style="list-style-type: none">・貸借対照表・履歴事項全部証明書・株主総会等の資料 <p>等があります。</p> <p>これらが準備できない場合は、事業者の概要を説明する資料（企業パンフレット等）などの資本金等が正しく記載されている部分でも差し支えありません。</p> <p>資本金等が中小企業の基準を満たせない場合は、従業員数が確認できる資料を準備してください。</p> <p>従業員数を確認できるものとしては、</p> <ul style="list-style-type: none">・株主総会等の資料・事業所別被保険者台帳照会（公共職業安定所で発行されるもの） <p>等があります。</p> <p>これらが準備できない場合は、事業者の概要を説明する資料（企業パンフレット等）などの従業員数が正しく記載されている部分でも差し支えありません。</p> <p>※いずれも写しで構いません。</p> |

| | ※中小企業基本法第2条第1項の中小企業者は以下のとおりです。 | | | | | | | | | | |
|-------------|--|----|--------|--------|---|-----|---|-----|---|-------|--|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>会社又は個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table> | 業種 | 会社又は個人 | 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 | 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 | 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 | サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 業種 | 会社又は個人 | | | | | | | | | | |
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 | | | | | | | | | | |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 | | | | | | | | | | |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 | | | | | | | | | | |
| サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 | | | | | | | | | | |
| 提出先 提出方法 | <p><提出先> 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）</p> <p><提出方法> 電子申請、持参又は郵送（提出に係る郵送費用は申請者の負担となります。）</p> <p>様式等ダウンロード https://www.pref.tottori.lg.jp/314984.htm</p> <p>【郵送】 提出先と同じ</p> <p>【電子申請サービス フォーム】 令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）交付申請書</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10442</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録が必要です。 ・Windows 以外の OS(macOS など)では申請できない場合があります。 | | | | | | | | | | |

3 実績報告書の提出・補助金の支払

(1) 実績報告書の提出

| | |
|----------------|--|
| 提出期限 | 令和6年8月30日（金）（※消印有効） |
| 必要書類 （1部ずつ） | <p>(1) 補助金実績報告書（【参考様式】様式第3号）</p> <p>(2) 事業実績報告兼収支決算書（様式第3号）</p> <p>(3) 特別高圧電力の使用実績（kwh）が確認できる請求書等</p> <p>(4) 支払いの確認できる領収書等</p> <p>(5) 口座振込依頼書</p> <p>※（3）（4）はコピー可。また、特別高圧受電商業施設等入居者は、施設の管理者が発行する電力実績が確認できる書類、並びに電気料金の支払い（控除）が確認できる書類でも可。</p> |
| 提出先 提出方法 | <p><提出先> 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）</p> <p><提出方法> 電子申請、持参又は郵送（提出に係る郵送費用は申請者の負担となります。）</p> <p>様式等ダウンロード https://www.pref.tottori.lg.jp/314984.htm</p> <p>【郵送】 提出先と同じ</p> <p>【電子申請サービス フォーム】 令和5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第2回）実績報告書</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10450</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録が必要です。 ・Windows 以外の OS(macOS など)では申請できない場合があります。 |

(2) 補助金の支払

実績報告に基づいて補助金の交付額を確定した後、口座振込依頼書による口座に精算払いを行います。

【問合せ先・申請先】

鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金 (第2回)

TEL: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8117

メール: kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/314984.htm>

※申請様式等 web サイトからダウンロードしていただくこともできます。

電子申請 https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=10442&accessFrom=

| HP | 電子申請 |
|---|---|
|  |  |